

3. 参考資料

(1) クレーン、移動式クレーンに必要な検査と提出先

	クレーン		移動式クレーン	
	必要検査 (報告書)	厚生労働省の管轄	必要検査 (報告書)	厚生労働省の管轄
0.5t～3t未満	設置報告書	所轄労働基準監督署長	荷重試験	(報告書の提出は不要)
3t以上	製造許可 (*1)	所轄都道府県労働局長	製造許可 (*1)	所轄都道府県労働局長
	設置届	所轄労働基準監督署長	製造検査	所轄都道府県労働局長
	落成検査	所轄労働基準監督署長	設置報告書	所轄労働基準監督署長

注記: *1の製造許可はクレーン製造メーカーが実施するものです。(それ以外は事業者が実施)

(2) クレーン運転資格の詳細……吊上げ荷重により資格が変わるので注意

資格区分	特別教育	運転技能講習	運転士免許	備考
つり上げ荷重0.5t以上1t未満の移動式クレーンの運転	運転可	運転可	運転可 (移動式クレーン運転士免許)	道路上を走行する運転を除く。
つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	運転不可			
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーンの運転	運転不可	運転不可		
つり上げ荷重5t以上のジブ式クレーンの運転	運転不可	非該当	運転可 (クレーン・デリック運転士免許)	固定式で運転席で操作するもの
つり上げ荷重5t未満のジブ式クレーンの運転	運転可	非該当		

クレーン特別教育の詳細は後述の(6)をご参照ください。

(3) 特定自主検査について

特定自主検査には「事業内検査」と「検査業者検査」があります。いずれも検査者としての「資格」が必要となります。

(事業内検査時の必要資格)

(検査業者検査)



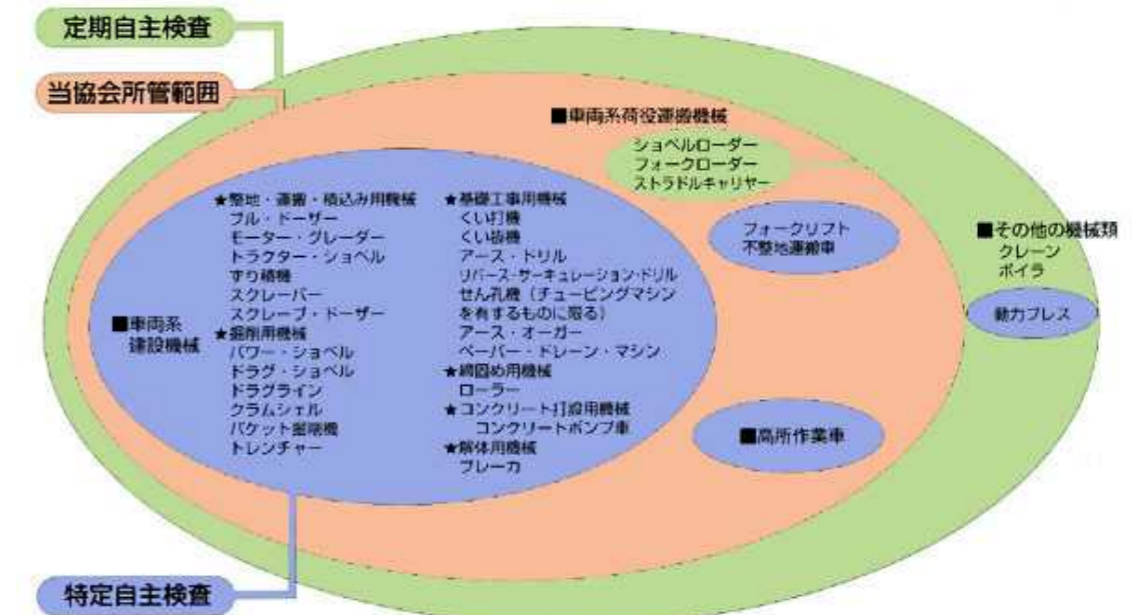
- ・厚生労働大臣が定める研修を修了した者 (建荷協等で実施)
 - ・国家検定取得者等一定の資格のある者 (建設機械整備士等)
 - ・厚生労働大臣に登録した検査業者
 - ・都道府県労働局に登録した検査業者
- 検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章(ステッカー)を貼付が必要。(事業内検査用・検査業者検査用がある)
検査記録表の作成・管理(3年間保存が必要。検査記録表は建荷協で主要機種別に作成し販売している)

(4) (社)建設荷役車両安全技術協会(建荷協)が所管する特定自主検査対象機械
このうち、フォークリフト、不整地運搬車、高所作業車(作業床の高さが2メートル以上の高所作業車)及び
同法施行令別表第7で掲げる建設機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走出来るもの)で、

いわゆる以下の「建設荷役車両」を所管しています。 建荷協HPより抜粋



(5) 建荷協が所管する製品と検査内容



(6)クレーンの運転の業務特別教育について

1. 対象: 吊り上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転、吊り上げ荷重が5t未満のクレーンの運転及び玉掛け作業

2. 法律定義

クレーン……………クレーン等安全規則 第21条 (特別の教育)

移動式クレーン……………クレーン等安全規則 第67条 (特別の教育)

玉掛け作業 ……クレーン等安全規則 第221条 (就業制限)

(例)クレーン則第67条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

(学科) 移動式クレーンに関する知識

原動機及び電気に関する知識

移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識

関係法令

(実技) 移動式クレーンの運転

移動式クレーンの運転のための合図

・前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

(運転及び玉掛けの教育内容及び時間については添付資料 特別教育規定を参照)

3. 教育に必要な教材の入手

教育に当っては、クレーン協会で販売している教材等を利用する。

(特別教育用テキスト)……………クレーン協会HPより

クレーン等の特別教育用テキストで、高度な内容がわかりやすく編集されています。

「クレーンの運転」B5判 税込価格 1,500円

「移動式クレーンの運転」B5判 税込価格 1,500円

「玉掛けの業務」B5判 税込価格 1,500円

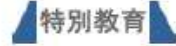
3. 講師の資格

特別教育の講師についての資格要件は定められていないが、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならない。

4. 特別教育の記録の保存 安全衛生規則第38条で規定

事業者は、特別教育を行つたときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。

< 関連資料 >



11 戻る

クレーン取扱い業務等特別教育規程

昭和四七・九・三〇 労働省告示第一一八号
改正 昭和三三・九・二九 労働省告示第一〇七号

クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)第二十一条第三項、第六十七条第三項、第一百七条第三項、第一百八十三条第三項及び第二百二十二条第三項の規定に基づき、クレーン取扱い業務等特別教育規程を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

第一条 (クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

クレーン等安全規則(以下「クレーン則」という。)第二十一条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	三時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)及びクレーン則中の関係条項	一時間

- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	三時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	一時間

第二条 (移動式クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

クレーン則第六十七条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	内燃機関 蒸気機関 油圧駆動装置 感電による危険性	三時間
移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

- 3 前条第三項の規定は、第一項の実技教育について準用する。この場合において、同条第三項の表中「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」と読み替えるものとする。

第五条 (玉掛けの業務に係る特別の教育)

クレーン則第二百二十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーン、移動式クレーン及びデリック(以下「クレーン等」という。)に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	一時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 簡単な図形の重心及び物の安定 摩擦 重量 荷重	一時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安全作業方法を含む。) 合図の方法	二時間
関係法令	法、令、安衛則及びクレーン則中の関係条項	一時間

- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について 同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーン等の玉掛け	材質又は形状の異なる二以上の物の重量目測玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	三時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行なう合図の方法	一時間